

T. Mukuyama
3800 Oak St.
Vancouver B.C.



Mr. K. Kimura
Cascade, B.C.
Canada



Source: Nikkei National Museum, 2010-4-4-10-1-2
www.nikkeimuseum.org

洋蔵

此の廣、唐夷下ら本狀を差上げる所礼をお許して、一実は少と横山公司と申す者ご様山改治印の憑息に当るもかでござります。貴殿は或いは父改治印を御存知でと思ひます。父は戦すが、シグナーハー島クリークレットにて日本商人営業権に加入し、ソーリング営業をして居りよーた。

老令に達一ト父は、チケットを引揚げ日本（和歌山縣日高郡三尾村）へ帰（ちに際し自己計有ツソーリング船並にライセンスを同郷の人、倉橋健次氏に賣（う）渡す事に付）。一九四一年十月月中旬丁、サウルを介して右儀書賛（しん）譲（ゆき）渡（う）る事に付。當時日、半間の玉交は風雪急を告げ、為に父も船（ふな）代金（だいぎん）を擇（え）く日本へ帰（めなみにか）て、其（そ）代金（だいぎん）を賣（う）人（うじん）を指定（せいてい）し、双方（ふまいが）之（そ）が契約（けいやく）の履行（じゆりゆ）を約（あく）定（てい）められた。倉橋氏と父とは同郷のよしみで、別に形式（けいしき）はつて契約書（けいやくしょ）を作成（さくせい）する事も無（な）く、只（ただ）口頭（くのう）で、謂（い）はば、仲士協約（なかじきやく）をしたよーた。

計（けい）て甚（じん）く後間（ごくまん）もなく、第三次大戰（だいせん）勃發（はつぱつ）、通信（つうしん）は杜絕（とじゆつ）し、先記の船（ふな）代金（だいぎん）も送（おも）せられぬ、ヨツカ船愁（せんしゅう）が終（おわ）ります。再び平和到來（へいわとうらい）と苦（くる）々倉橋氏（くらはし）に付、代金（だいぎん）決済（けっさい）を申入（しんにゆう）れ、計（けい）てニニに付、危（あぶ）い日（ひ）門題（もんぢ）が立ち上（あが）つたのです。

即ち、倉橋氏は「あ、船は横山改治印右儀（うぎ）クリークレット改修財（かいしゅざい）を管理（かんり）本國（ほんこく）（こくこく）」を渡（う）されたりで、私（わたし）倉橋氏は又ね義務（むぎ）には、一と互信（ふしん）して来（き）ま（し）た。改修（かいしゅ）の事（こと）は、カナダ政府（政府）のものに押（お）れ、未（み）だ開（あ）けていません。船（ふな）は明らかに苦（くる）通（つう）りであつた（よ）。

けれども、戰争（せんそう）が起（おき）てからは、倉橋氏と父と賣（う）り置（おき）て、父は明（あ）かに苦（くる）通（つう）りであつた（よ）。

（人（ひと）の間（あいだ）は現（あら）いの憂慮（ゆりう）が當（あつた）ことはない）、實際（じじき）は名（な）前（まへ）に船（ふな）

管理

所有權は父から倉橋氏に移つたもとを解説一年！ 又其の当時、父と同様のケースで、同ド時機に船並にライタスの賣圖をした人。敵人居り代金の未済も完全に済んで居ります。買取人は戦争の為一筋も其の船で營業する事は一切ナシだねと押へてゐる用意からに倉橋氏が何政船の名儀書替をしてはかつたりでしよう。更に一應もとも理屈をつけて支那義務かなと主張する方面、一方で態度がわざとばかり辭に苦一歩未だ早足！

昔の当時の事情について、父はナリ述り通う戦争すに日本に帰へ之等しなりで三ツやく初の因もなく今日に到つたのであります。

たまにま、当時はステラストンに在り、開戦時、ナシダ政林の命は猶う日本人の魚船を一巻の陽子に集め化事モーと野口氏（現在モントリオール市在住）に此の話を

講 まーなとミラ。

「昔の当時の模様については貴殿が一番多く、又當时記録ものと思ふ
から相談する様」と貴君をお勧めしておられた事等早足。

上記の事情ですが、一日も早く此の問題をほきりして出来事なら双方同満に解決してと望んで居ます。つまほては貴殿御計有利記録に貽う。又、松山政次即の奥船「スミヨ」並にライタスの倉橋氏に譲渡されておらず否やにつき。

(1) 譲渡手元の倉橋氏名義に有る者は甚、日時、甚々明細。

(2) 譲渡手元の倉橋氏名義にて、松山政次即の戦利品として所持する者は甚、理由等。

就之 請調查上 一報頗廣、請勿用申、誠以不無有可疑
恐謬下、請依猶由守耳。

尚本件は至りては、既日、量殿に即、請進惑をひき様な事は決めて
ありまへ故為念。

ニ入った事情はいかんが、本末は、一度考へ、拜眉之上、請教を願ふ
名札儀であります。遠聞此、政意如何等、甚だ失礼と存下
手紙の書狀を以て、請協力をお願ひます。安第にて、

右即依頼也。

六月五日

敬告

木村岸三様

啟山